

議案第 28 号

財産の貸付けについて

財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 減額貸付けする財産

(1) 所在 かすみがうら市加茂 4 2 9 5 番 1、4 4 6 9 番 1

(2) 地積 2 1,4 2 5 平方メートル

2 減額貸付けの相手方

茨城県土浦市木田余西台 1 2 番 2 号

株式会社ヴェジスタ

代表取締役 松本 武

3 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 3 1 日まで

4 貸付料

年額 1, 2 0 0, 0 0 0 円